

## 議案第15号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域  
水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の  
変更及びこれに伴い大阪広域水道企業団規約の一部を変更することについて、関係市町村  
と協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

### 提案理由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び  
高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約  
を変更することについて関係市町村と協議を行いたく、本案を提案した。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。